

転出届（郵便用）

下記事項を記載のうえ、市民課までお送りください。

【同封するもの】

① 下記申請書

② 返信用封筒（送付先を記入し、切手を貼付したもの）

※特例転出（マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カードをお持ちの方のみ）を希望する場合または国外への転出の場合は不要です。

③ 本人確認書類の写し

運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート、健康保険証等

④ 以下に該当するもの（お持ちの方のみ）

国民健康保険証、各種医療証（子ども、後期高齢者等）、介護保険被保険者証

【郵送先】

〒818-8686

福岡県筑紫野市石崎1丁目1番1号

福岡県筑紫野市役所 市民課

TEL：092-923-1111

届出人	氏名	印（届出人が自書している場合は押印不要）
	住所	
	連絡先 電話番号	※昼間、連絡がとれる電話番号を必ず記入してください (-)

異動日 [新しい住所に住み始めた日 または住み始める予定の日]	令和 年 月 日
---	----------

新しい住所	都道 市 府県 郡
	新世帯主

いままでの住所	筑紫野市 方書（アパート名等・部屋番号）
	旧世帯主

フリガナ 転出者の氏名		生年月日		いままでの 世帯主との 続柄
1		大・昭 平・令	年 月 日	
2		大・昭 平・令	年 月 日	
3		大・昭 平・令	年 月 日	
4		大・昭 平・令	年 月 日	
5		大・昭 平・令	年 月 日	

以下の事項を希望する場合、□に✓を記入してください。

特例転出（マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方のみ）

※特例転出を希望される方は必ず、別紙「特例転出について」をご確認ください。

転出証明書の再交付（紛失等による再交付を希望する場合のみ）

※届出の際、このページは添付不要です。

特例転出について

特例転出とは、有効期限内のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して転入手続きが行える転出届の特例となります。紙の転出証明書をいままでの住所地から郵送で受け取る必要がないため、より早く転入手続きを行うことができます。

マイナンバーカード



住民基本台帳カード



○特例転出を希望された方には、処理が完了次第**担当者からお電話でご連絡します。**日中ご連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。連絡を受けた後、カードを持参のうえ転入手続きを行ってください。（カードを持参しなければ手続きができません）

○転入手続きの際に暗証番号（4ケタの数字）の入力が必要になります。

※代理人に手続きを依頼する場合

- ・代理人が同一世帯の場合：代理人に暗証番号の入力をしていただきます。あらかじめ暗証番号をお伝えください。
- ・代理人が別世帯の場合：委任状等が必要になりますので、新しい住所の市区町村へお問い合わせください。

○転入手続きは以下のいずれか早い方の期限内に行ってください。**期限を過ぎるとカードを利用したの転入手続き及びカードの継続利用ができなくなる**場合があります。

- ・転出届に記入した異動日（新しい住所に住み始める予定の日）から30日以内
- ・実際に転入先に住み始めてから14日以内

○継続利用ができなかったカードは失効します。マイナンバーカードの再発行には手数料がかかる場合があるため、新しい住所の市区町村へお問い合わせください。また、住民基本台帳カードは再発行できません。

○カードをお持ちの方で特例転出を希望しない場合は、紙の転出証明書を発行いたします。